

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：大泉町役場

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	109.8%
全職員	74.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.8%
本庁課長相当職	99.1%
本庁課長補佐相当職	97.8%
本庁係長相当職	101.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.2%
31～35年	90.1%
26～30年	97.0%
21～25年	93.7%
16～20年	90.2%
11～15年	90.2%
6～10年	85.8%
1～5年	80.7%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】の男女の給与の差異について

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員の職員数について、週当たりの所定勤務時間が20時間未満の職員は、1/2人換算とする。

【全職員】の男女の給与の差異について

- ・女性職員のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。